

仙台市障害者保健福祉計画 （平成30年度～令和5年度）

中間評価報告書

令和2年12月1日

仙台市障害者施策推進協議会

1 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進

該当
SDGs



基本方針

障害のある方が自立した生活を送るためには、必要なサービスが提供されるだけでなく、物理的な障壁のほか、意識や制度などに潜む障壁を取り除くことが不可欠です。そのため、幼児期から障害理解が進むようその浸透を図るとともに、障害を理由とする差別についての相談支援体制を整え、相談窓口でのタブレットを活用したコミュニケーション支援など、障害特性に応じたアクセシビリティの向上を図ることで、暮らしやすい生活の基盤をつくっていきます。

また、障害のある方への虐待の防止や成年後見制度の利用支援など、権利擁護の取組を推進していきます。

(1) 理解促進・差別解消

主な事業	障害理解サポーター事業 市民協働による障害理解・差別解消に関する普及啓発事業 学生向け障害理解ワークショップ「ココロン・スクール」		
	項目	H30 年度	R 元年度
主な実績	障害理解サポーター養成研修受講者数（実施回数）	439 人 (16 回)	954 人 (31 回)
	市民協働による障害理解・差別解消に関する普及啓発事業 延べ参加者数（実施回数）	650 人 (5 回)	700 人 (5 回)
	福祉まつり「ウエルフェア」 延べ来場者数 ※屋外・屋内を合算	約 13,000 人	約 13,000 人
	ヘルプマーク配布数 ※H30 年 12 月より配布	2,528 個	3,899 個
	学生向け障害理解ワークショップ「ココロン・スクール」 参加者数（実施回数）		115 人 (3 回)

仙台市職員向け庁内研修受講者数 ※H30年度は全職員を対象としたeラーニング研修との合計	14,453人	442人
----------------------------------------------	---------	------

その他評価指標	障害理解サポーター養成研修受講者アンケート結果・回答者901人（H30年度・R元年度合算）「障害者差別解消法及び仙台市障害者差別解消条例の内容の理解度」
	とても理解できた・ある程度理解できた（793人・88.0%）、 あまり理解できなかった・まったく理解できなかった（14人・1.6%）
	「ココロン・スクール」参加者アンケート結果・回答者110人 「障害理解に関する理解度」
	とてもわかりやすかった・わかりやすかった（91人・82.7%）、 わかりにくかった・とてもわかりにくかった（5人・4.5%）
質的モニタリングから得られた意見	（一般市民） 障害理解サポーター養成研修を受講した団体の方から、研修受講後、障害のある方に対して配慮しながら行動するようになったという声や、社会生活の中で障害のある方と接する機会が増え、市民の障害理解が進んでいると感じるという声があった。一方で、外見から障害と判断しにくい精神障害のある方等に対する理解が難しく、一層、障害理解・差別解消に取り組んでいく必要があるとの意見があった。
課題	・障害理解サポーター事業について、より多様な分野・業種の団体・企業へのアプローチ ・障害のある方と接する機会の少ない市民や事業者に対して、啓発する機会や広報手法の検討

○分析及び後期期間に向けた取組の方向性

多様な機会や媒体を活用し市民・事業者の障害理解を促進するとともに、障害を理由とする差別に関する相談への対応や、仙台市役所における合理的配慮の提供体制の整備を進めた。

平成30年度から本格実施した障害理解サポーター事業については、令和元年度における研修実施回数が31回と前年度の約2倍、また研修受講者数は954人と前年度から515人増となった。研修後のアンケートでは、障害者差別解消法や本市差別解消条例について、「とても理解できた・ある程度理解できた」との回答が9割近くを占めた。さらに、障害理解サポーター養成研修受講者を対象に実施した質的モニタリングでは、「障害のある方に対して配慮しながら行動するようになった」という声もあり、障害理解サポーター事業が、市民・事業者に障害理解・差別解消について啓発するうえで効果的であり、後期期間も着実に取り組んでいく必要性があることが伺えた。令和2年度は感染症の影響により研修自体の開催が難し

い状況にあるが、後期期間においては、これまで受講歴のない業種への働きかけ等によって、より多様な分野・業種の団体及び企業の障害理解を広げていくことが必要である。

また、令和元年度から開始した、学生向け障害理解ワークショップ「ココロン・スクール」については、市内高校2校で計3回実施し、計115人の生徒が参加した。実施後のアンケートでは、障害理解について「とてもわかりやすかった・わかりやすかった」と回答した生徒が8割を超えた。若年層への障害理解促進への効果を評価し、対象を拡大しながら引き続き実施していくことが求められる。

このほか、福祉まつり「ウエルフェア」や市民協働による障害理解・差別解消に関する普及啓発事業等のイベントを開催したほか、仙台市職員に対する障害理解研修等を実施した。一方で、令和2年度には感染症の影響により、福祉まつり「ウエルフェア」屋外イベント等が中止になるなどの影響が生じている。

後期期間では、特に障害のある方と接する機会の少ない市民・事業者に対して障害理解の促進を図っていくことが必要である。

(2) 虐待防止・成年後見制度等

主な事業	障害者虐待防止体制の整備 成年後見制度の利用支援 日常生活自立支援（市区権利擁護センター、成年後見総合センター）		
主な実績	項目	H30 年度	R 元年度
	障害者虐待相談受案件数	49 件	100 件
	障害福祉サービス事業所向け障害者虐待防止・権利擁護研修参加者数	98 人	62 人
	成年後見制度 市長申立件数（障害分野のみ）	5 件	5 件
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待に係る相談内容が複雑化し、虐待の判断や対応が困難なケースが増加 ・ 市民及び事業者に対する障害者虐待防止の周知啓発 ・ 成年後見制度における本人の判断能力の程度（補助・補佐・後見）に応じた適切な制度利用 		

○分析及び後期期間に向けた取組の方向性

障害者虐待防止体制の整備については、365日24時間対応を行う相談窓口の設置、緊急時における被虐待者の受入施設の確保等、虐待の早期発見及び早期対応に必要となる体制を確保することで、障害のある方の安全

確保及び権利擁護の推進に寄与した。

近年、虐待相談件数の増加に加え、差別に関する相談や苦情と明確に判別しづらい内容の相談や、守秘義務の関係から虐待調査が進めにくい通報等が増加しており、対応が複雑化している傾向にある。

後期期間では、虐待の早期発見のため、市民等に対し障害者虐待防止法¹の周知や障害のある方の権利擁護の啓発を進めるとともに、障害福祉サービス事業所に対して研修を継続的に実施するなど虐待の未然防止策や関係機関との連携による相談体制の強化が求められる。

成年後見制度の利用支援では、制度の利用が必要にも関わらず、申立をする親族がいない方などの市長申立を行い、権利擁護に寄与した。

成年後見制度は障害のある方の意思決定支援も含めた権利擁護の観点から利用促進を図っていく必要があり、令和2年度策定予定の「(仮称)せんだい支えあいのまち推進プラン」と一体となった成年後見制度利用促進計画に沿って、本人の判断能力の程度に応じた適切な権利擁護支援体制づくりが求められる。

¹ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」